



青少年の非行・被害防止 滋賀県強調月間

～地域の力で子どもをはぐくむ～

青少年育成市民会議と各学区民会議をはじめ青少年育成にかかわる団体が、青少年の非行・被害防止や安心安全な地域づくりの取組として、街頭啓発や巡回活動を行います。

地域の大人が子どもを見守り、あいさつなどの声かけをするだけで、子どもの心は一步近づいてくれます。さあ、一人ひとりができることから始めましょう。

☎生涯学習課(西庁舎) ☎77・6250 FAX77・6253
湖南省少年センター あすくる湖南 ☎77・7053 FAX77・7059

7月のJアラート訓練は 24日㊦午後2時頃です

防災行政無線による訓練放送を行います。

☎危機管理・防災課(東庁舎) ☎71・2311 FAX72・2000

申請は8日㊦までに

湖南省奨学資金 給付制度

受給資格など詳しくは、広報こなん6月号や申請用紙をご覧ください。

■申請方法 7月8日(月)までに必要書類を☎へ

※申請用紙は生涯学習課、各まちづくりセンター、市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)、各会館、図書館、総合案内(東庁舎)に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※7月9日(火)からも受付はできませんが、支給は申請月の翌月分からとなります。

☎生涯学習課(西庁舎)
☎77・6250 FAX77・6253



外国人の人権

「ゆれて」いる子どもたち

母親と父親の国籍が違う

子ども、家族みんなが外国籍なのに日本で生まれ日本で暮らしている子ども、家族を亡くしひとりで日本で生きていかなければならない子ども……そういう子どもたちは自分がどの国に属していけばいいのか「ゆれて」います。

湖南省にも、そういう子どもたちが少なからずいます。子どもたちの親は、自国で子ども時代を過ごしてきました。だから、この「ゆれて」いる子どもたちのとまどいや辛さを理解することは困難です。この子どもたちにとって家庭の中は多文化なのです。そのため、家族の間での多文化を丸ごと受け入れて自分を形成して

いくしかありません。

子どもたちは成長の過程で、どの国に属するのか選択を迫られたり、一方的に外国人あるいは日本人と見なされる場面に出会うことも少なくないでしょう。その結果、進学や就職の可能性が狭められている現実もあります。

どの国を選び、どの国で生きていくか、それはすべての子どもに与えられた権利です(世界人権宣言第15条)。自分の国を選ぶための「ゆれる」時間を子どもたちに保障してあげる、そして「ゆれて」いる子どもたちを応援できる地域や学校でありたいものです。

《今月は人権擁護課が担当しました》